



NO. 99 (通号 190号)
平成28年6月号



くらしのフレッシュ便

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

違法な金融業者に注意！！

《相談内容》

携帯電話に「お金に困っているなら貸してあげますよ」という電話がかかってきたので頼んだところ、2万円と1万円の2回に分けてお金が振り込まれた。すぐに督促の電話があり、1週間後に5万円を指定された個人名義の口座に返済した。それで終わりだと思っていたのに、また督促の電話があり、「あと5万円を支払ったら終わりにしてやる」と言われた。これ以上支払えないと断ったら、「住所を調べて近所の人に電話してやる。家に注文していない商品を送りつけることもできる。逃げてもどこまでも調べてやる」と脅された。今後、どうしたらいいだろうか。(60歳代 女性)



《アドバイス》

相談者には、今後、電話には出ず、警察に相談するよう助言しました。念のため金融機関の口座を解約し、法律相談が必要な場合には、法テラス(※)に電話するよう付言しました。

いわゆる「ヤミ金融」とは、法に基づく登録を受けることなく、規制を超える高い金利などで、違法に貸付等を行う悪質業者を言います。借り手を精神的に追い詰めるような過剰な取り立てを行うものもあるので、絶対に借りないようにしましょう。

こうした違法な業者は無登録でありながら、架空の登録番号などを詐称し、「低金利で今すぐ融資可能」など利用者の心理をついて勧誘してきます。貸付金額は、3万円から5万円など小口なものが主流ですが、違法な高金利のため返済額は雪だるま式に膨れ上がり、あっという間に返済不能になります。電話やFAXによる借入れは簡単ですが、違法な金融業者の可能性が高いので、借入れの際には契約書を確認するなど慎重に行ってください。

このような被害にあわないためには、甘い融資話に惑わされることなく、無登録業者や高金利業者などの違法な金融業者を利用しないことが一番の防衛策です。

※法務省所管の公的な法人「日本司法支援センター」の通称。法テラスでは、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を無料で案内しています。経済的に余裕のない方には必要に応じて弁護士費用等の立て替えを行っています。

生活情報ファイル

危険！0歳児が大人用ベッドから転落

大人が目を離した際に、0歳児が大人用ベッドから転落するという事故が多く発生しています。危害の多くは頭部や顔面の打撲ですが、中には頭がい骨骨折やベッドと壁との隙間に挟まれ窒息したケースもあります。子どもをベッドに寝かせる際は、十分注意しましょう。

- ・子どもは「まだそれほど動かない」と思っているにもかかわらず予想外に移動します。大人用ベッドに寝かせたまま、目を離してはいけません。
- ・事故が起きた際に、いつもと様子が違ってボーっとしている、元気がない、顔色が悪い等、心配なときはすぐに病院を受診しましょう。受診に迷ったときや不安なときに相談できる居住地の身近な窓口を確認しておきましょう。

試してみよう、消費者力！第3回（平成28年度）

Q 特定商取引法で規制されている「訪問購入」について述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 突然訪問して勧誘しても、規制がないので問題ない。
- 2 買い取り業者になるのに許可は不要で、だれでもできる。
- 3 書籍、DVD、ゲームソフト類の買い取りは、規制の対象外である。
- 4 物品を引き渡した後はクーリング・オフができない。

【第12回消費者力検定（平成27年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！ —義援金を名目としてプリペイドカードの購入を求める不審な電話も—

平成28年熊本地震(以下、「熊本地震」)に関連して、義援金を騙った不審な電話や訪問に関する相談が寄せられています。熊本地震に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

【事例】義援金を募る電話があり、プリペイドカードを購入してその番号を知らせてほしいと言われた
福祉の団体を名乗る者から番号非通知で携帯電話に電話があり、「熊本地震の義援金を募っている。ミルクや紙おむつが不足していたが、今は現金が必要だ。募金の振込先口座は当団体のホームページに掲載しているが、今はアクセスがいつぱいで見られない状態になっているので、コンビニでプリペイドカードを購入して、その番号を知らせてほしい。その方法が一番早く義援金を届けられる」などと言われた。

電話の相手にこの団体の振込先口座を聞いたが答えてもらえず、団体の代表者名や電話番号も教えてくれなかったので怪しいと思った。電話をいったん切った後連絡はないが、情報提供する。

(50歳代 女性)

- ★義援金等の名目で、見知らぬ不審な団体等から「プリペイドカードを購入して、その番号を知らせてほしい」と言われても、絶対に応じないでください。
- ★不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- ★公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることは考えられません。公的機関から連絡があった場合には、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- ★少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

国民生活センター 2016年5月9日発表情報から

「試してみよう、消費者力！第3回」解答と解説⇒特定商取引法では、消費者からの要請がない突然の訪問購入は禁止されている。買い取り業者は古物商許可や、営業所以外の場所で買い取りをする場合は届出が必要である。物品の引き渡し後であっても、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができる。ただし、自動車（2輪のものを除く）、家具、家電（携行が容易なものは除く）、書籍、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券などの買い取りは対象外となる。（正解—3）

発行元：広島県 環境県民局 消費生活課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)
〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX